

平成17年7月6日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成16年(ワ)第56号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成17年5月19日

判 決

山口県大島郡周防大島町大字東安下庄

原 告

同訴訟代理人弁護士	板	根	富	規
同	青	木	貴	央

宮崎市橘通東三丁目4番9号

(送達場所) 山口県周南市若宮町2-24

被 告	有 限 会 社 コ ス モ 商 事
同代表者代表取締役	黒 田 恒 秀
同訴訟代理人支配人	笠 井 丈 二
同	松 田 孝 志

主 文

1 被告は、原告に対し、71万7844円及びこれに対する平成16年3月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告の夫の権利を相続により承継した原告が、「原告の夫又は原告が、貸金業者である被告に対し、原告の夫の被告からの借受金に係る債務の支払又は保証会社の保証料の支払として交付した金員につき、利息制限法所定の制限利率により弁済充当すると、過払いとなっている」と主張し、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、

不当利得の返還及び利息の支払を求めた事案である。

1 爭いのない事実

- (1) 原告の夫である (以下「 」という。) は、貸金業者である被告から、平成12年8月3日を第1回とし、以後、別紙計算書1の日付欄記載の日に、利息制限法(以下「法」という。)所定の制限利率を超える利息を支払う約定で(なお、利息は、貸付日の翌日から発生するとの約定である。), 同借入欄記載の金員を借り入れ、原告は、被告に対し、 の上記債務につき連帯保証した。
- (2) 又は原告は、被告に対し、別紙計算書1の日付欄記載の日に、前記(1)の借受金に係る債務又は連帯保証債務の履行として、同計算書の支払欄記載の金額(ただし、備考欄が空欄のもの)を支払った。
- (3) は、平成15年3月2日死亡し、その妻であった原告は、他の相続人との遺産分割協議の結果、 の全ての遺産を相続した。

2 原告の主張

- (1) は、被告に対し、別紙計算書1の日付欄記載の日に、同支払欄(ただし、備考欄に保証料との記載があるもの)記載の金額を支払ったところ、上記金員は、法3条所定のみなし利息(以下、利息とみなし利息を合わせて「利息等」という。)に当たる。仮に、上記金員が、被告を通じて訴外有限会社クレスト(以下「クレスト」という。)に対して支払われたものであるとしても、みなし利息に当たることに変わりはない。その理由は、以下のとおりである。
- ア 法は、1条1項で、利息の上限を定めて、その超過部分につき無効と規定し(強行法規)、3条で、「前2条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に關し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。」と規定する。その立法趣旨は、高利金融から経済的弱者である借主を保護するために金利を規制するが、貸主はその規制を潜脱するために、利息以外の名

目で利息の実質を有する金銭を得ようとすることが当然予想されるため、このような金銭も利息とみなして金利規制の徹底を図ろうとするものである。

信用保証とは、保証会社が独自の調査を行い、保証会社の責任において保証することをいう。その最も典型的な例が、全ての都道府県に設置されている信用保証協会である。この他、銀行等の金融機関が設立したもの、あるいは、信販会社等が行う場合がある。ここで、重要なことは、保証会社が独自の調査を行い、自身の責任において保証する点にある。名目上つけられるものや、一律に、全員について、何らの調査を行わずになされるものは、信用保証委託の形式を取っていても、信用保証と呼べるものではない。信用保証と呼べないものに対する保証料の支払は、法3条の上記趣旨に照らせば、同条所定のみなし利息とすべきである。

イ 正規の信用保証がなされた場合の保証料は、せいぜい年1%程度である。最も高いもので年2%であるが、これはカードローンのためである。ところが、原告とクレストとの間では、保証料は、貸付金の3ないし5%（ただし、最も高いものは8%）とされている。この貸付金に対する保証料率を年率に換算すると、大体120回（120日）払いであるから、年9ないし15%となるのであるが、の場合、50日とか、60日前後で借り換えをしていたが、保証料は返金されず、逆に、次の借り換えに際し、新たな保証料が徴収されていた。この結果、年率に換算すると、20ないし50%という法が定める制限利率をはるかに超える高率の保証料となっていた。法が定める制限利率をはるかに超える保証料の取得は、明らかに脱法的であり、許されないとすべきである。更に、に対する貸付けは、出資法及び貸金業法43条を遵守しなかったことから、みなし弁済規定の適用がなく、その結果、弁済された利息につき法の制限利率に引き直して元本充当すると、

最終的には、債務が存在しないのに、保証料のみを負担させられる結果となっており、到底容認できないものである。このような保証料は、公序良俗に違反し無効というべきである。

ウ したがって、被告がクレスト宛の保証料を取得したことは、法の潜脱であり、すべて、被告が取得したみなし利息に当たる。

- (2) 被告の 対する貸付け（前記1(1)。以下「本件貸付け」という。）並びに 及び原告による支払（前記1(2), 前記2(1)）につき、法所定の制限利率年18%を超える支払を元本に充当すると、別紙計算書1記載のとおり、71万7844円の過払金が生じている。
- (3) 被告は、貸金業の登録を受けた貸金業者であり、法が存在することは知っていた。そして、被告は、貸金業法17条書面の作成を怠り、更に、同法18条の受取証書の交付をせず、更に、出資法で定められた10分の7以上の取立てをしなかったことから、出資法及び貸金業法の適用を受けることができなかった。したがって、被告には、悪意の受益者として、過払金につき、最終支払日からの利息を支払う義務がある。
- (4) よって、原告は、被告に対し、民法704条の不当利得返還請求権に基づき、上記71万7844円及びこれに対する最終支払日である平成16年3月12日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払いを求める。

3 被告の主張

別紙計算書1の支払欄記載の支払の内、備考欄に保証料との記載があるものは、において保証会社であるクレストに対して保証料として支払ったものである。そして、上記支払は、下記のとおり、法3条所定のみなし利息に当たらないから、原告の主張は失当である。

- (1) 被告とクレストとの間には、資本による利益の連動関係は存在しない。また、人的関係においては、重複する役員、従業員は1人もおらず、更に、本店・営業所等の物的設備においても、両者は全く

別個の設備を整えて営業している。このように、被告とクレストとは実質的にも別会社であり、クレストが保証料の支払を受けることにより上げた利益が被告に環流する仕組みは存しないから、前記保証料をみなし利息に当たるということはできない。

- (2) 被告は、被告から借入れをする際には、クレストの保証を受けることを条件としているが、これは、被告が貸付けを行った借主に貸し倒れ等の事情が生じた場合のリスクを回避するための経営判断であり、何ら法的にも社会的にも問題とされていない貸金業者も行っていることである。
- (3) 被告とクレストとの間において、被告を経由してクレストに保証料が支払われているという事実はあるが、保証会社が関係する取引において、契約の締結業務、保証料の預かり業務を保証会社が貸金業者等に委託することは通常見られる業務形態であって、上記事実を根拠に法3条の潜脱目的があるということはできない。

第3 当裁判所の判断

- 1 前記第2の1の事実及び証拠（甲2〔枝番を含む。以下、枝番のある書証につき、同様である。〕，7，8，10，乙1ないし29，31ないし48，証人政子五，原告本人）並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。
- (1) 原告の夫であるは、貸金業者である被告から、平成12年8月3日を第1回とし、以後、別紙計算書1の日付欄記載の日に、法所定の制限利率を超える利息を支払う約定で（なお、利息は、貸付日の翌日から発生するとの約定である。），同借入欄記載の金員を借り入れ、原告は、被告に対し、専めの上記債務につき連帯保証した。
- (2) 又は原告は、被告に対し、別紙計算書1の日付欄記載の日に、前記(1)の借受金に係る債務又は連帯保証債務の履行として、同計算書の支払欄記載の金額（ただし、備考欄が空欄のもの）を支払った。
- (3) は、クレストとの間で締結した信用保証委託契約（が、クレ

ストに対し、保証期間を1年間とする信用保証を委託し、融資額の5%の保証料を支払う旨の契約)に基づき、別紙計算書1の日付欄記載の日(ただし、備考欄に保証料との記載があるもの)に、クレストの代行者である被告を通じ、クレストに対し、その支払欄記載の金額を保証料として支払った(上記保証料を以下「本件保証料」という。)。

被告は、被告から貸付けを受ける場合、クレストの保証を受けることを条件としていた。

クレストは、被告からの借主とクレストとの間の保証委託契約締結業務及び保証料徴収業務を被告に委託していたところ、信用調査業務についても被告に任せ、被告が貸付けを適当とする借主については、保証していた。クレストは、上記保証に係る被告のに対する本件貸付けにつき、法所定の制限利率を超える利息の約定がなされていることを知っていた。

(4) 銀行等の系列信用保証会社の受ける保証料は年3%程度以下である。ところが、本件保証料は、貸付金の概ね3ないし5%であり(ただし、8%のものもある。),それが1年間の保証料とされていたものの、実際には、1回の貸付けごとに徴収される仕組みになつており、被告のに対する貸付けにおいては大体160日払いとされていたから、年率に換算すると、保証料率は年約7ないし11%となった。のみならず、が、概ね数十日間で借り換えをし、また、被告に対して法所定の制限利率を超える利息の支払をしていたことにより、本件保証料の徴収されたの借受金は数十日間で消滅していたが、に対し、保証料は返還されなかった。なお、が法所定の制限利率を超える利息の支払をしていた点に関し、本件保証料がみなし利息に当たるとの原告の主張をひとまず考慮外におき、又は原告の被告に対する支払(前記1(2))につき、法所定の制限利率に基づき充当計算を行うと、元本残高等は、別紙計算書2記載のと

おりとなる。

その結果、　がクレストに対して支払った本件保証料（ただし、最終回については、保証料の支払後間もなく　が死亡したので、これを除く。）について、これを年率に換算すると、下記のアないしテのとおりであり（年率の単純平均は、39.1%となる。），著しく高率の保証料となっている。被告は、クレストが支払を受ける本件保証料がそのような高率のものであることを知っていた。

ア 平成12年8月3日付け貸付けの際の保証料について

被告は、　に対し、上記の日に、40万円を貸し付け、クレストは、被告を通じ、　から、上記貸付けの保証料として、1万2000円の支払を受けた。

　は、同年9月21日、被告から、50万円の貸付けを受けたうえ、被告に対して27万5205円の返済をし、上記借受金は消滅したが（別紙計算書2），保証料の返還はなされなかった。

この結果、保証期間を、　が返済した同年9月21日までの50日間として、保証料の年率を算出すると、次のとおり、21.9%となる。

$$1万2000円 \div 40万円 \div 50 \times 365$$

$$= 0.219$$

イ 平成12年9月21日付け貸付けの際の保証料について

被告は、　に対し、上記の日に、50万円を貸し付け、クレストは、同日、被告を通じ、　から、保証料として、2万5000円の支払を受けた。

　は、同年11月27日、被告から、50万円の貸付けを受けたうえ、被告に対して29万0292円の返済をし、上記借受金は消滅したが（別紙計算書2），保証料の返還はなされなかった。この結果、保証期間を、　が返済した同年11月27日までの68日間として、保証料の年率を算出すると、次のとおり、26.

8 %となる。

$$2万5000円 \div 50万円 \div 68 \times 365$$

$$\approx 0.268$$

ウ 平成12年11月27日付け貸付けの際の保証料について

被告は、に対し、上記の日に、50万円を貸し付け、クレス
トは、同日、被告を通じ、から、保証料として、1万5000
円の支払を受けた。

は、平成13年1月29日、被告から、50万円の貸付けを
受けたうえ、被告に対して33万5565円の返済をし、上記借
受金は消滅したが（別紙計算書2），保証料の返還はなされなか
った。この結果、保証期間を、が返済した同日までの64日間
として、保証料の年率を算出すると、次のとおり、17.1%と
なる。

$$1万5000円 \div 50万円 \div 64 \times 365$$

$$\approx 0.171$$

エ 平成13年1月29日付け貸付けの際の保証料について

被告は、に対し、上記の日に、50万円を貸し付け、クレス
トは、同日、被告を通じ、から、保証料として、1万5000
円の支払を受けた。

は、平成13年5月8日、被告から、50万円の貸付けを
受けたうえ、被告に対して20万2258円の返済をし、上記借受
金は消滅したが（別紙計算書2），保証料の返還はなされなか
った。この結果、保証期間を、が返済した同日までの100日間
として、保証料の年率を算出すると、次のとおり、11.0%と
なる。

$$1万5000円 \div 50万円 \div 100 \times 365$$

$$\approx 0.110$$

オ 平成13年5月8日付け貸付けの際の保証料について

被告は、に対し、上記の日に、50万円を貸し付け、クレス
トは、同日、被告を通じ、から、保証料として、1万5000
円の支払を受けた。

は、同年7月23日、被告から、50万円の貸付けを受けた
うえ、被告に対して28万4336円の返済をし、上記借受金は
消滅したが（別紙計算書2），保証料の返還はなされなかつた。

この結果、保証期間を、が返済した同日までの77日間として、
保証料の年率を算出すると、次のとおり、14.2%となる。

$$\begin{aligned} & 1 \text{ 万 } 5 \text{ 0 } 0 \text{ 0 } \text{ 円 } \div 5 \text{ 0 } \text{ 万 } \text{ 円 } \div 7 \text{ 7 } \times 3 \text{ 6 } 5 \\ & = 0.142 \end{aligned}$$

カ 平成13年7月23日付け貸付けの際の保証料について

被告は、に対し、上記の日に、50万円を貸し付け、クレス
トは、同日、被告を通じ、から、保証料として、2万5000
円の支払を受けた。

は、同年10月3日、被告から、60万円の貸付けを受けた
うえ、被告に対して30万0080円の返済をし、上記借受金は
消滅したが（別紙計算書2），保証料の返還はなされなかつた。
この結果、保証期間を、勉が返済した同日までの73日間として、
保証料の年率を算出すると、次のとおり、25.0%となる。

$$\begin{aligned} & 2 \text{ 万 } 5 \text{ 0 } 0 \text{ 0 } \text{ 円 } \div 5 \text{ 0 } \text{ 万 } \text{ 円 } \div 7 \text{ 3 } \times 3 \text{ 6 } 5 \\ & = 0.250 \end{aligned}$$

キ 平成13年10月3日付け貸付けの際の保証料について

被告は、に対し、上記の日に、60万円を貸し付け、クレス
トは、同日、被告を通じ、から、保証料として、3万円の支払
を受けた。

は、同年11月29日、被告から、40万円の貸付けを受け
たうえ、被告に対して16万1500円の返済をし、法所定の制
限利率により弁済充当を行うと、上記借受金は消滅したが（別紙

計算書2），保証料の返還はなされなかった。この結果、保証期間を、が返済した同日までの58日間として、保証料の年率を算出すると、次のとおり、31.5%となる。

$$3\text{万円} \div 60\text{万円} \div 58 \times 365 \\ = 0.315$$

ケ 平成13年10月25日付け貸付けの際の保証料について
被告は、に対し、上記の日に、20万円を貸し付け、クレス
トは、同日、被告を通じ、から、保証料として、1万円の支払
を受けた。

その後、が被告に対して行った支払につき、法所定の制限利
率により弁済充当を行うと、同年11月29日の16万1500
円の返済により、上記借受金の残高は9万4619円（上記返済
時の元金合計25万6119円から上記16万1500円を控除
した金額）となり、その後、同年12月13日までの支払により、
上記借受金は消滅したが（別紙計算書2），保証料の返還はなさ
れなかった。この結果、保証期間を、上記借受金が消滅した同日
までの50日間として、保証料の年率を算出すると、次のとおり、
36.5%となる。

$$1\text{万円} \div 20\text{万円} \div 50 \times 365 \\ = 0.365$$

ケ 平成13年11月29日付け貸付けの際の保証料について
被告は、に対し、上記の日に、40万円を貸し付け、クレス
トは、同日、被告を通じ、から、保証料として、2万円の支払
を受けた。

その後、が被告に対して行った支払につき、法所定の制限利
率により弁済充当を行うと、同年12月21日の31万8855
円の返済により、上記借受金の残高は3万0375円（上記返済
時の元金34万9058円及び利息172円の合計34万923

0円から上記31万8855円を控除した金額)となり、その後、同月26日までの支払により、上記借受金は消滅したが(別紙計算書2)、保証料の返還はなされなかった。この結果、保証期間を、上記借受金が消滅した同日までの28日間として、保証料の年率を算出すると、次のとおり、65%となる。

$$2\text{万円} \div 40\text{万円} \div 28 \times 365 \\ = 0.65$$

コ 平成13年12月21日付け貸付けの際の保証料について

被告は、に対し、上記の日に、60万円を貸し付け、クレス
トは、同日、被告を通じ、から、保証料として、3万円の支払
を受けた。

その後、が被告に対して行った支払につき、法所定の制限利
率により弁済充当を行うと、平成14年2月27日の20万59
64円の返済により、上記借受金は消滅したが(別紙計算書2)、
保証料の返還はなされなかった。この結果、保証期間を、上記借
受金が消滅した同日までの69日間として、保証料の年率を算出
すると、次のとおり、26.4%となる。

$$3\text{万円} \div 60\text{万円} \div 69 \times 365 \\ = 0.264$$

サ 平成14年2月27日付け貸付けの際の保証料について

被告は、に対し、上記の日に、40万円を貸し付け、クレス
トは、同日、被告を通じ、から、保証料として、3万2000
円の支払を受けた。

は、同年4月25日、被告から、60万円の貸付けを受けた
うえ、被告に対して17万1746円の返済をしたところ、の
支払につき法所定の制限利率により弁済充当を行うと、上記借受
金は消滅したが(別紙計算書2)、保証料の返還はなされなかっ
た。この結果、保証期間を、が返済した同日までの58日間と

して、保証料の年率を算出すると、次のとおり、50.3%となる。

$$3万2000円 \div 40万円 \div 58 \times 365 \\ \approx 0.503$$

シ 平成14年4月25日付け貸付けの際の保証料について
被告は、に対し、上記の日に、60万円を貸し付け、クレス
トは、同日、被告を通じ、から、保証料として、4万8000
円の支払を受けた。

その後、が被告に対して行った支払につき、法所定の制限利
率により弁済充当を行うと、同年5月29日の18万4101円
の返済により、上記借受金の残高は1万4762円（上記返済時
の元金19万8863円から上記18万4101円を控除した金
額）となり、その後、同月31日までの支払により、上記借受金
は消滅したが（別紙計算書2），保証料の返還はなされなかつた。
この結果、保証期間を、上記借受金が消滅した同日までの37日
間として、保証料の年率を算出すると、次のとおり、78.9%
となる。

$$4万8000円 \div 60万円 \div 37 \times 365 \\ \approx 0.789$$

ス 平成14年5月29日付け貸付けの際の保証料について
被告は、に対し、上記の日に、40万円を貸し付け、クレス
トは、同日、被告を通じ、から、保証料として、2万4000
円の支払を受けた。

は、同年6月28日、被告から、80万円の貸付けを受けた
うえ、37万7233円の返済をしたところ、の支払につき法
所定の制限利率により弁済充当を行うと、上記借受金は消滅した
が（別紙計算書2），保証料の返還はなされなかつた。この結果、
保証期間を、が返済した同日までの31日間として、保証料の

年率を算出すると、次のとおり、70.6%となる。

$$2万4000円 \div 40万円 \div 31 \times 365$$

$$\approx 0.706$$

セ 平成14年6月28日付け貸付けの際の保証料について

被告は、に対し、上記の日に、80万円を貸し付け、クレス
トは、同日、被告を通じ、から、保証料として、4万8000
円の支払を受けた。

その後、が被告に対して行った支払につき、法所定の制限利
率により弁済充当を行うと、同年8月1日の25万1356円の
返済により、上記借受金の残高は10万1189円（上記返済時
の元金35万2545円から上記25万1356円を控除した金
額）となり、その後、同月19日までの支払により、上記借受金
は消滅したが（別紙計算書2），保証料の返還はなされなかつた。
この結果、保証期間を、上記借受金が消滅した同日までの53日
間として、保証料の年率を算出すると、次のとおり、41.3%
となる。

$$4万8000円 \div 80万円 \div 53 \times 365$$

$$\approx 0.413$$

ソ 平成14年8月1日付け貸付けの際の保証料について

被告は、に対し、上記の日に、40万円を貸し付け、クレス
トは、同日、被告を通じ、から、保証料として、2万円の支払
を受けた。

は、同年9月18日、被告から、80万円の貸付けを受けた
うえ、被告に対して41万9643円の返済をしたところ、の
支払につき法所定の制限利率により弁済充当を行うと、上記借受
金は消滅したが（別紙計算書2），保証料の返還はなされなかつ
た。この結果、保証期間を、が返済した同日までの49日間と
して、保証料の年率を算出すると、次のとおり、37.2%とな

る。

$$2\text{万円} \div 40\text{万円} \div 49 \times 365$$

$$\approx 0.372$$

タ 平成14年9月18日付け貸付けの際の保証料について

被告は、 に対し、 上記の日に、 80万円を貸し付け、 クレス
トは、 同日、 被告を通じ、 から、 保証料として、 4万円の支払
を受けた。

その後、 が被告に対して行った支払につき、 法所定の制限利
率により弁済充当を行うと、 同年10月22日の20万9656
円の返済により、 上記借受金の残高は1184円（上記返済時の
元金21万0840円から上記20万9656円を控除した金額
）となり、 その後、 同月23日までの支払により、 上記借受金は
消滅したが（別紙計算書2）， 保証料の返還はなされなかった。
この結果、 保証期間を、 上記借受金が消滅した同日までの36日
間として、 保証料の年率を算出すると、 次のとおり、 50.7%
となる。

$$4\text{万円} \div 80\text{万円} \div 36 \times 365$$

$$\approx 0.507$$

チ 平成14年10月22日付け貸付けの際の保証料について

被告は、 に対し、 上記の日に、 50万円を貸し付け、 クレス
トは、 同日、 被告を通じ、 から、 保証料として、 2万5000
円の支払を受けた。

は、 同年11月27日、 被告から、 90万円の貸付けを受け
たうえ、 被告に対して47万5118円の返済をしたところ、
の支払につき法所定の制限利率により弁済充当を行うと、 上記借
受金は消滅したが（別紙計算書2）， 保証料の返還はなされなか
った。 この結果、 保証期間を、 が返済した同日までの37日間
として、 保証料の年率を算出すると、 次のとおり、 49.3%と

なる。

$$2万5000円 \div 50万円 \div 37 \times 365$$

$$\approx 0.493$$

ツ 平成14年11月27日付け貸付けの際の保証料について

被告は、に対し、上記の日に、90万円を貸し付け、クレス
トは、同日、被告を通じ、から、保証料として、4万5000
円の支払を受けた。

は、同年12月30日、被告から、60万円の貸付けを受け
たうえ、被告に対して30万1333円の返済をしたところ、
の支払につき法所定の制限利率により弁済充当を行うと、上記借
受金は消滅したが（別紙計算書2），保証料の返還はなされなか
った。この結果、保証期間を、が返済した同日までの34日間
として、保証料の年率を算出すると、次のとおり、53.7%と
なる。

$$4万5000円 \div 90万円 \div 34 \times 365$$

$$\approx 0.537$$

テ 平成14年12月30日付け貸付けの際の保証料について

被告は、に対し、上記の日に、60万円を貸し付け、クレス
トは、同日、被告を通じ、から、保証料として、3万円の支払
を受けた。

は、平成15年2月18日、被告から、90万円の貸付けを
受けたうえ、被告に対して48万8580円の返済をしたところ、
の支払につき法所定の制限利率により弁済充当を行うと、上記借
受金は消滅したが（別紙計算書2），保証料の返還はなされなか
った。この結果、保証期間を、が返済した同日までの51日
間として、保証料の年率を算出すると、次のとおり、35.8%
となる。

$$3万円 \div 60万円 \div 51 \times 365$$

2(1) 被告は、「被告とクレストとは、実質的にも別会社であり、クレストが本件保証料の支払を受けることにより上げた利益が被告に環流する仕組みは存しないし、被告がクレストの保証があることを貸付けの条件としたり、被告がクレストから保証委託契約の締結業務や保証料の預かり業務の委託を受けることに、問題はない」として、本件保証料は法3条所定のみなし利息に当たらない旨主張するので、以下、検討する。

(2) 法3条は、金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、何らの名義をもってするを問わず、利息とみなす（ただし、契約の締結及び債務の弁済の費用は除く。）旨規定しており、その文言上、金銭を目的とする消費貸借に関し借主が交付する金銭であっても、債権者が受けるものでない金銭は、原則として、同条所定のみなし利息には当たらないというべきである。しかしながら、同条の趣旨が、法1条の定める利息の制限を潜脱するのを防ぐことにあることに鑑みれば、債権者以外の第三者が借主から金銭を受ける場合であっても、債権者及び第三者が、法による利息の制限を潜脱することを目的として共同し、第三者において借主から金銭の交付を受けるものであるときは、その金銭は、法3条所定のみなし利息に当たると解するのが相当である。

これを本件についてみると、前記1の事実によれば、①被告は、に対し、法所定の制限利率を超える利息の支払を受ける約定で、本件貸付けを行っていたこと、②被告は、一般に、貸付けを行うに当たって、借主がクレストの保証を受けることを条件としていたこと、③クレストは、上記借主とクレストとの間の保証委託契約締結業務及び保証料徴収業務を被告に委託していたところ、信用調査業務についても被告に任せ、被告が貸付けを適当とする借主については、保証していたこと、④クレストは、その保証に係る本件貸付け

につき、法所定の制限利率を超える利息の約定がなされていることを知っていたこと、⑤クレストが から支払を受けていた本件保証料は、年率に換算すると、平均 39.1% となり、それ自体、法所定の制限利率を超える著しく高率のものであったこと、⑥被告は、クレストが支払を受ける本件保証料がそのような高率のものであることを知っていたこと、以上の事実が認められ、これらによれば、被告及びクレストは、法による利息の制限を潜脱することを目的として共同し、クレストにおいて、 から、本件貸付けに関し本件保証料の支払を受けていたものというべきである。したがって、クレストが受けていた本件保証料は、法 3 条所定のみなし利息に当たるといわなければならず、被告の前記(1)の主張は、採用することができない。

3 本件保証料は、前記 2 のとおり、法 3 条所定のみなし利息に当たるので、被告が支払を受けた前記 1(2)の金員及びクレストが支払を受けた本件保証料につき、法の制限利率により弁済充当を行うと、別紙計算書 1 記載のとおり、平成 16 年 3 月 12 日の時点で 71 万 7844 円の過払いとなっている。そして、前記 1, 2 の各事実及び弁論の全趣旨によれば、被告は、上記過払金につき、悪意の受益者であったことが認められる。

以上によれば、被告は、原告に対し、不当利得返還義務として、上記 71 万 7844 円及びこれに対する受益の日である平成 16 年 3 月 12 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による利息を支払うべき義務を負うというべきであり、上記支払を求める原告の請求は、理由がある。

山口地方裁判所周南支部

裁判官 井田 宏